

札幌スタイルロゴマーク使用規約

(目的)

- 第1条 札幌スタイルは、札幌のまちのブランド力を活かし、さまざまな企業や人材が連携してビジネスを産み出していく、ネットワーク型の産業を育てることを目的としています。
- 2 札幌スタイルは、札幌の暮らしの魅力を商品化するユニークで創造性の高い企業群が活躍し、札幌市民のみならず、国内外から支持されている状態を目指します。
- 3 札幌スタイルロゴマーク使用規約は、上記の目的や目指す姿を達成するために、札幌スタイルのロゴマークや、ブランドスローガン、コンセプト文等の使用に際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

(定義)

- 第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1) 札幌スタイルロゴマーク等
札幌スタイルの呼称と、札幌スタイルロゴマークマニュアル(以下「マニュアル」という。)で定めるブランドシンボル、ブランドスローガン、およびこれらを組み合わせた意匠やコンセプト文です。
- (2) 札幌スタイルコーナー
複数以上のブランド、製品を取り扱う店舗の中で、札幌スタイル認証製品群を展示・販売する一角を設けている状態をいいます。

(管理者)

- 第3条 札幌スタイルロゴマーク等の管理者は、札幌市です。

(使用者及び使用方法)

- 第4条 札幌スタイルロゴマーク等は、次条から第10条までに定めるところにより札幌スタイル認証製品を持つ企業等、小売・卸売事業者等、または報道機関等が使用することができます。
- 2 前項の規定により使用することができる者(以下「使用者」という。)は、マニュアルに基づいて札幌スタイルロゴマーク等を使用するものとします。

(認証製品を持つ企業等の対応)

- 第5条 札幌スタイル認証製品を持つ企業等は、札幌スタイル認証製品である旨を表示する場合において札幌スタイルロゴマーク等を使用するときは別に定める様式で、管理者に報告する必要があります。また、管理者が必要と判断した場合は、札幌スタイル認証製品を持つ企業等に対し、使用場所、使用方法その他の事項については是正等を求める場合があります。
- 2 管理者が権利の出願・登録を行った商標に指定された製品又は役務の区分に属する製品について、札幌スタイル認証製品を持つ企業等が出願・登録商標を使用する場合には、実施契約を締結することとします。
- 3 札幌スタイル認証製品を持つ企業等の製品であっても、認証されていない製品やそのパッケージに札幌スタイルロゴマーク等を付与して使用することはできません。

(小売・卸売事業者等の対応)

第6条 小売・卸売事業者等は、別紙1の基準を満たし札幌スタイルコーナーを設置した場合、札幌スタイルロゴマーク等を使用して、札幌スタイル認証製品を札幌スタイル認証製品群として販売することができます。

- 2 前項の場合、札幌スタイル認証製品とそれ以外の製品と近接または並列して掲示・販売するときは、カテゴリーやコーナーを区分して、消費者が誤認しないための配慮をしなければなりません。
- 3 小売・卸売事業者等は、札幌スタイルコーナーの状況を管理者に写真等で報告する必要があります。

(報道機関の対応)

第7条 報道機関等は、管理者が認める場合、札幌スタイルロゴマーク等を使用することができます。

- 2 報道機関等が札幌スタイルロゴマーク等を使用した場合は、その成果物を管理者に提供する必要があります。

(使用する権利の移転等の禁止)

第8条 使用者は前3条の規定により札幌スタイルロゴマーク等を使用することができる権利を第三者に移転し、または再使用許諾を与えてはなりません。

(禁止事項と取消し)

第9条 札幌スタイルロゴマーク等を以下のように使用することはできません。

- (1) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する事。
- (2) 札幌スタイルの趣旨に反するような方法で使用する事。
- (3) 製品名や企業・団体名と組み合わせる等誤解を招くような方法で使用する事。
- (4) 虚偽表示や誇大広告その他の事由により、「札幌スタイル」のブランドイメージを傷つける恐れがあるような方法で使用する事。
- 2 管理者は、以下のような場合には札幌スタイルロゴマーク等の使用承諾を取り消し、または使用の停止などの措置をとることができます。
 - (1) 札幌スタイル認証製品を持つ企業等または小売・卸売事業者等は、第5条第1項または第6条第1項に該当しなくなった場合
 - (2) 本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、管理者からの是正の要請に応じない場合
 - (3) マニュアルに違反した場合、またはその疑いがあり、管理者からの是正の要請に応じない場合
 - (4) 出願商標の登録の拒絶、商標権の存続期間の満了、第三者からの使用差し止め請求などにより、札幌市の商標権やロゴマークの使用権が発生しない、または消滅することが明らかになった場合

(費用負担)

第10条 使用者は、札幌スタイルロゴマーク等は無償で使用できます。

- 2 札幌スタイル認証製品を持つ企業等、小売・卸売事業者等、または報道機関等は、札幌スタイルロゴマーク等の使用に当たって管理者に費用負担を求めることはできません。

(使用期間)

第11条 札幌スタイル認証製品を持つ企業等がロゴマーク等を使用できる期間は、原則として札幌スタイル認証実施要綱に定める認証期間までとします。ただし、札幌スタイル認証製品企業等が更新申請を行い、認証が更新された場合、期間をさらに次の認証有効期限までに延長することができます。

2 小売・卸売事業者等が継続して札幌スタイルコーナーを設置する場合は、毎年度3月末までに改めて管理者に連絡してください。

附 則

(施行日)

1 この規約は、平成21年12月3日から施行します。

(従前の実施契約の扱い)

2 管理者が権利の出願・登録を行った商標に指定された製品又は役務の区分に属する製品について、この規約の施行前に既に管理者と締結している実施契約は、第5条第2項の実施契約とみなします。

(従前の使用許可の扱い)

3 この規約の施行前に受けたロゴマークの使用許可は、この規約の施行により効力を失うものとしませんが、この規約の施行時既に作成済のパンフレット類は、在庫がなくなるまでの間引き続き使用することができます。